

水道事業からの給水を水源とする原水の取水及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市工業用水道事業における本市水道事業からの給水を水源とする原水の取水について必要な事項を定め、もって、工業用水の安定給水の確保を図ることを目的とする。

(取水地点等)

第2条 取水地点は、川崎市中原区上平間1, 668番地先とし、水道事業の配水管から分岐する給水管（これに直結する給水用具を含む。以下同じ。）を用いて、平間配水所において取水する。

(メーター)

第3条 取水量を計量するためにメーター（メーターの測定した使用水量を記録する機器を含む。以下同じ。）を工業用水道事業の負担において設置し、管理するものとする。

(構造及び材質)

第4条 メーター及び第2条の給水管の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合したものでなければならない。

(取水の原則)

第5条 取水量は日量40,000立方メートルとし、工業用水道事業において、この水量に相当する水量を安定的に取水しなければならない。ただし、取水施設の故障その他のやむを得ない場合は、取水量は日量40,000立方メートルを下回ることができるものとする。

2 前項に規定する取水に当たっては、工業用水道事業において、仕切弁の操作等により、取水量を調整するものとする。

3 災害等の場合、工業用水道施設が損傷した場合その他のやむを得ない場合

において、工業用水道事業における給水量を確保するために必要があると認めるときは、第1項の水量を超えて取水することができる。

(計量の方法)

第6条 第3条の規定により計量された取水量は、生田浄水場において1時間ごとに集計し、記録するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。